第2期八王子市地域福祉計画の評価と課題

第2期計画は、第1期計画の評価と課題・アンケート調査の結果等をふまえ、"計画の視点"を5つ設定し施策を展開することとした。その中でも、横断的な課題であり地域で特に取り組む必要があると考える重点課題を3つ設け、課題解決に向けて取り組んできた。

第1期計画の評価と課題 アンケート調査(H23年度実施)

第2期地域福祉計画

【5つの計画の視点】

- ①誰もが安心して安全に暮らせる地域づ くり
- ②地域の相談・支援体制の充実
- ③地域で支えあう意識の醸成と参加のき っかけづくり
- ④地域で支えあう人材の育成・支援
- ⑤地域で支えあうしくみの充実



施策の展開(第5章)

【3つの重点課題】

- ①地域における虐待・孤立化の防止
- ②地域における社会的弱者の支援
- ③地域における災害時の要援護者支援

「3つの重点課題」の解決に向けて、どのような取組みを行い、その取組みが解決に結びついているかを検証し、第2期地域福祉計画に対する評価を行う。

①地域における虐待・孤立化の防止

<取組内容>

◆主な取組

高齢者あんしん相談センター(17館)、シルバーふらっと相談室等(3館)や地域子ども家庭支援センター(5館)など、各地域に公的な専門機関を設置した。

また、障害者地域生活支援拠点(5か所)を置くことで、障害者が地域で自立した生活が出来るよう、支援の充実を図った。

◆地域福祉計画における取組

虐待・孤立化の防止のためには、早期の発見、把握が重要であるため、事業者や 地域の方による見守りの仕組みを進めた。

市と事業者との「見守り協定」により、民間事業者が配達や訪問等の普段の業務

の中で、緩やかな見守りをすることで、支援を必要としている人が安心して生活できる地域づくりを行った。(協定事業者数 27団体 平成29年3月末現在)

また、「見守りサポーター養成」を実施し、地域の中で見守りサポーターとしての 役割を担う人材を育成・確保することにより、見守り機能の強化だけでなく、見守 り活動に対する地域住民の意識・関心の向上、地域におけるつながりの構築等を促 進した。(受講者数 計131人 平成28年3月末現在)

<意識調査の結果から>

「高齢者・障害者(児)・子どもが安心して暮らせる環境」(P. 20)は前回(H23年度調査)に比べ「満足している」との回答の割合が増えている。

一方、意識調査の「地域の人にしてほしいこと」(P. 28)で約50%の人が「安 否確認の声掛け」と回答している。

<評価>

見守り協定事業など新たな取組みを行い、意識調査からも一定の評価を受けている。

一方、「地域の人にしてほしいこと」として、約50%の人が「安否確認の声掛け」 と回答しており、虐待・孤立化の防止に向け、行政や民間事業者の取組だけでなく、 地域住民がより一層参画するよう、さらに**地域力の向上**を図っていく必要がある。

②地域における社会的弱者の支援

<取組内容>

◆主な取組

権利擁護事業の充実に向け、成年後見制度利用促進のため、申立費用や後見人報酬の助成金対象範囲を拡大した。また認知症高齢者支援として、認知症サポーター 養成講座の実施や、認知症家族サロンの運営などを行った。

障害者福祉では、「八王子市差別禁止条例」を改正し、行政機関における合理的配慮を義務化するなど、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域の実現を推進した。

児童福祉では、「赤ちゃんふらっと」の設置を進めるなど $(H25:76\rightarrow H27:113)$ 、 子育てしやすい環境整備に努めた。

◆地域福祉計画における取組

成人後見において、市民後見人を養成し、財産の管理だけでなく、見守りにも重 点を置いた活動を推進した(H26養成:30名、4件受任)。

生活困窮者への支援では、生活自立支援課を設置し、生活保護に至る前の困窮状況にある方への相談受付・支援を実施した(H27:914件)。

また、既存の市施設への思いやり駐車スペースの設置を進め(43 施設 62 台分)、誰もが利用しやすい施設を整備した。

<意識調査の結果から>

成年後見制度や思いやり駐車スペースは約50%の人が「知っている」と答えており(P.57)、また生活困窮時の相談窓口(P.80)についても、約55%が「知っている」と回答していること。一方で、「福祉制度の分かりやすさ」(P.59)では、前回の調査に比べ「分かりにくい」と回答した割合が増加している。

<評価>

「八王子市差別禁止条例」の改正や、生活自立支援課の設置などを行い、意識調 査からも一定の評価を受けている。

一方、多様化する福祉課題に対して様々福祉サービスが提供されていることから、 制度が複雑化し、利用者にとって「分かりにくい」状況となっている。

行政として、今後も利用者にとってより分かりやすく丁寧な説明が必要である。

③地域における災害時の要援護者支援

<取組内容>

◆主な取組

「災害時障害者サポートマニュアル」や、「障害がある方のための防災マニュアル」 を策定し、障害者支援のため、町会自治会等に配布するとともに、総合防災訓練等 で活用した。

◆地域福祉計画における取組

災害時要援護者支援において、避難行動要支援者名簿を整備し、事務所や市立小 学校等に配備した。町会自治会連合会の研修会にも参加し、事業の周知を図った。

また、自力で避難することが困難な方に対し、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けを地域の中で行う地域支援組織(H27:12団体)の結成を支援した。

社会福祉協議会では、災害ボランティアリーダーの養成をするため (H27:112名)、講座を開催するとともに総合防災訓練において災害ボランティアセンター立上 げ訓練などを実施した。

<意識調査の結果から>

「災害時に頼れる人」は「家族」が86%、「友人・知人」「近所の人」が40%である。(P. 74)

<評価>

地域支援組織については、市で把握しているものは、12 団体に留まっている。 今後、結成が進まない課題を整理し、新たな対策が必要である。

*参考

<長房団地における見守り活動【支えあいネットワーク事業】>

普段から緩やかな見守りを行うことで、孤立や問題を早期に発見し、必要な支援につなげている。地域住民が"協力員"として要援護者の見守りを行っている。

■成果(長房西団地の孤独死件数) ■市内の孤独死の件数(死後3日以内に発見)

平成 2 4 年度1 0 件平成 2 4 年度1 3 6 件平成 2 5 年度5 件平成 2 5 年度1 1 7 件平成 2 6 年度0 件平成 2 6 年度5 2 件

(市 孤独死調査から)